

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山梨県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.6%
全職員	90.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.1%
本庁課長補佐相当職	91.6%
本庁係長相当職	101.9%

(参考) 教員のみ

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
校長	99.2%
教頭	96.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.0%
31～35年	91.5%
26～30年	92.6%
21～25年	93.4%
16～20年	93.5%
11～15年	92.6%
6～10年	91.0%
1～5年	97.0%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員

- ・ 給料が高い本庁課長補佐相当職以上の職員の割合が男性の方が高い。
※各性別の常勤職員に占める本庁課長補佐相当職以上の職員の割合は、男性22.2%、女性5.2%
- ・ 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は78.7%である。
- ・ 期末手当及び勤勉手当について、支給額算定の基礎となる給料月額は男性の方が高い一方、同じく算定の基礎となる期間率は女性の方が低い(期間率は育児休業等の期間が長いほど低くなるが、女性の方が育児休業等の期間が長い)。

任期の定めのない常勤職員以外 (再任用職員、会計年度任用職員等)

- ・ 相対的に給与が高い再任用職員の割合は男性の方が高い一方、相対的に給与が低い会計年度任用職員の割合は女性の方が高い(人数の多い任用形態の給与による影響を大きく受ける)。
※各性別の常勤職員以外に占める会計年度任用職員の割合は、男性31.0%、女性44.3%。再任用職員の割合は、男性35.4%、女性14.0%。

全職員

- ・ 相対的に給与が高い常勤職員と相対的に給与が低い常勤職員以外の割合について、女性に比べ、男性の差が大きい。このため、男女の給与の差が生じている。
※各性別の全職員に占める常勤職員の割合は、男性72.4%、女性67.9%。常勤職員以外の割合は、男性27.6%、女性32.1%。